

神田川・妙正寺川の治水対策を早急を実現することを求める 意見書

9月4日夜半からの集中豪雨により、神田川・妙正寺川が氾濫し、杉並区、中野区、新宿区において、床上・床下浸水等の大きな被害を受けました。

新宿区においては、妙正寺川の氾濫により、10月10日現在、床上浸水101世帯、床下浸水59世帯の被害となりました。

近年、異常気象などを原因とする1時間最大雨量で100ミリを超えるような集中豪雨が都市部をはじめ全国で多発しており、今回も中野区鷺宮で1時間最大雨量104ミリの雨が降っています。今後もこのような集中豪雨がいつあってもおかしくありません。

今回、多大な被害を受けた地域の妙正寺川の北原橋周辺の護岸は、昭和30年代前半に竣工したものであり、老朽化が原因で40メートルにわたって損壊しています。

妙正寺川の河川改修の現状は、いまだにその大半が時間降雨30ミリ対応であり、早急に50ミリに対応する河川改修を促進するとともに、貯留池、調整池のさらなる整備と、妙正寺川の環7調整池への接続工事を早期に実施するよう強く求めるものです。

また、平成13年11月に東京都都市型水害対策検討会が決定している「都市型水害対策連絡会」を神田川・妙正寺川などの水域ごとに、東京都、各区が早期に立ち上げ、初動の体制から、流域の治水対策工事計画の具体化を図ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成17年10月 日

新宿区議会議長名

東京都知事 へ